

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、企業価値を持続的に向上させていくためには、効率的かつ透明性の高い経営を行うことが重要であるとの認識に立ち、取締役会の意思決定・業務執行監督機能、監査役(会)の経営監視機能及び業務遂行上の不正を防止する内部統制機能等の強化を図り、コーポレート・ガバナンス体制の整備・充実に努めております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1 - 2 - 4】

当社は、機関投資家、海外投資家の持株比率の推移や株主総会における株主の議決権行使率を勘案しながら、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英語版作成等、株主の議決権行使に資する環境を整備・充実にまいります。

【補充原則4 - 10 - 1】

当社は、取締役会に付議予定の決議事項等の重要な項目については、社外役員に対して事前に資料を配布する等説明を行い、その独立・客観的な観点からの判断を担保することにより、取締役会機能の強化に努めております。

また、経営陣幹部及び取締役の指名・報酬等の特に重要な項目については、独立性・客観性の強化のため、社外役員からの助言を得るべく会合の機会を設ける等、引き続き体制強化を進めてまいります。

【原則4 - 8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、独立社外取締役を選任しておりません。本年第50回定時株主総会において、当社は、独立社外取締役となる社外取締役候補者2名の選任を付議することとしておりましたところ、本年6月22日付の会社更生手続開始の申立てに伴い、当該候補者より、選任候補から辞退する旨の申し出があり、独立社外取締役の選任を取りやめるに至っております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1 - 4 いわゆる政策保有株式】

当社は政策保有株式を保有していないため、当原則につきまして該当事項はございません。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者間の取引が当社や当社株主の利益を害することのないよう、一定の手続を定め監視を行うこととしております。具体的には、当社と取締役・執行役員との取引につきましては、社内規程に基づき、取締役会の承認を得たうえで、更に年度毎にその取引の結果を取締役に報告しております。また、当社と主要株主等との取引につきましても、社内規程に基づき、取締役会の承認、あるいは規程に定める決裁・承認者の承認を得たうえで行ってまいります。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

当社は、「企業情報の積極的かつ公正な開示」を謳った行動指針に則り、当社グループの業務、運営等に関する重要な会社情報につきまして、法令並びに(株)東京証券取引所が定める規則に基づき公正かつ適切な開示を行っております。また、それらに該当しない事柄であっても、株主・投資家の投資判断に有益であると考えられる情報につきましては、積極的に開示するよう努めております。

(i)当社の「企業理念」につきましては、当社ウェブサイトの「企業情報」に掲載しております。

<http://www.jdc.co.jp/corporate/mission.php>

当社の収益計画につきましては「通期業績予想」として、当社ウェブサイト上で四半期ごとに揭示する「決算説明資料」に記載しております。

<http://navigator.eir-parts.net/EIRNav/DocumentNavigator/ENavigatorBody.aspx?cat=tdnet&sid=1355008&code=1606&ln=ja&disp=simple>

当社といたしましては、事業環境が大きく変化する中で、社業の持続的発展と企業価値の持続的な向上を実現していくために、中期経営戦略の重点課題として設定した、(1) 受注競争力の強化、(2) 財務基盤の早期回復、(3) 安全操業体制の強化、(4) 次世代人材の育成、(5) 海洋掘削技術の応用、に総力を結集して取り組んでまいります。

(ii)当社は、企業価値を持続的に向上させていくためには、効率的かつ透明性の高い経営を行うことが重要であるとの認識に立ち、取締役会の意思決定・業務執行監督機能、監査役(会)の経営監視機能及び業務遂行上の不正を防止する内部統制機能等の強化を図り、コーポレート・ガバナンス体制の整備・充実に努めております。

(iii)当社経営陣幹部・取締役の報酬は、確定額報酬及び不確定額報酬により構成されており、株主総会で決議された限度額の範囲内で、取締役会において審議、決定しております。具体的には、社内規程に基づき、世間水準及び従業員給与とのバランス等を考慮し、役位別に基準額を定め、業績評価を加味して決定しております。なお、不確定額報酬につきましては前事業年度の連結経常利益を基に算出される業績連動型の賞与として位置付けており、会社業績との連動性を確保したうえで、職責や成果を加味することにより総合的にインセンティブとしての機能を図る報酬体系としております。

(iv)当社経営陣幹部・取締役の候補者につきましては、的確な意思決定と業務監督を通じて当社の企業理念に則った経営を実践できる人物を、その能力、実績、人格等を総合的に勘案のうえで社内外から選出しております。監査役候補者につきましては、監査業務を通じて当社経営陣に対して的確に提言、助言できる人物を、その経験、専門性等を総合的に勘案のうえで社内外から選出しております。

以上の方針に基づき選出された候補者を、取締役会において審議、決定しております。なお、監査役候補者につきましては、取締役会はあらかじめ監査役会の同意を得て決定しております。

(v)前記(iv)に記載の指名方針に従い、当社は、株主総会に上程する取締役・監査役選任議案につきまして、招集通知の参考書類において各候補者の指名理由を開示しております。

#### 【補充原則4 - 1 - 1】

当社は、法令、定款に定める事項に加えて、社内規程により取締役会の判断・決定範囲を明確に定めております。また、当社は、経営の透明性・公正性を高め、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を達成するために取締役会の経営意思決定・監督機能と業務執行機能との分離を図る執行役員制度を導入しており、各執行役員へ委嘱する担当業務は取締役会において決定し、その内容を開示しております。

#### 【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、社外役員につきまして、(株)東京証券取引所が定める基準に加えて、以下の項目のいずれかについて本人が直近3事業年度中継続して該当している場合には、独立性を有していないものと判断しております。

- (1) 当社の大株主(直接的・間接的に10%以上の議決権を保有する者)又はその業務執行者(業務執行取締役、執行役員及び執行役員)
- (2) 借入額が当社の連結総資産の2%を超える借入先の業務執行者
- (3) 連結売上高の2%を超える取引先の業務執行者
- (4) 当社から1事業年度当たり1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門家
- (5) 当社の会計監査人の代表社員又は社員
- (6) 当社より、1事業年度当たり2,000万円を超える寄付を受けた団体に属する者

#### 【補充原則4 - 11 - 1】

当社は、企業の経営、管理、当社事業の営業、操業、技術等の取締役に求められる知識・経験・能力を有する人物を性別、国籍を問わず社内外から推挙できるよう、人材の育成や発掘に努める一方で、取締役会全体として各取締役が有する知識・経験・能力のバランスを取り多様性を確保しております。その選任手続は、代表取締役社長執行役員が株主総会の取締役選任議案の原案を作成し、取締役会において審議、決定しております。

また、定款に定める「取締役会の員数12名以内」との規定は、当社の事業規模及び業務範囲から判断して適切であると考えております。

#### 【補充原則4 - 11 - 2】

当社は、事業報告、株主総会参考書類及び有価証券報告書において、取締役・監査役のほかの上場会社との兼任状況を開示しており、その兼任状況は当社の取締役・監査役としての職務の遂行に問題がないと判断しております。

#### 【補充原則4 - 11 - 3】

当社は、取締役会が適切に機能しているかを検証すべく、平成29年度中に開催された取締役会について、全ての取締役および監査役を対象に、取締役会の審議内容、構成や運営等に関するアンケート調査を実施し、その結果について取締役会で報告し、分析・評価いたしました。その結果、当社の取締役会は概ね適切に機能しており、その実効性は確保されていることを確認いたしました。今回集約した意見等を参考に、情報提供・支援体制を強化し、取締役会の機能向上を更に図るとともに、今後も継続して分析・評価を行い、コーポレート・ガバナンス体制の一層の環境整備に努めてまいります。

#### 【補充原則4 - 14 - 2】

当社取締役又は監査役が新たに就任する際は、法律やコーポレート・ガバナンスに関する専門家による講義や研修を受講できるよう、また就任後も法改正や経営課題に関する研修を継続的に受講できるよう機会を提供しております。また、第三者機関による研修の機会を提供する場合、その費用は当社にて負担しております。

上記に加えて、独立社外取締役及び独立社外監査役が新たに就任する際、また、就任後も継続的に、当社の事業内容・財務・組織等に関する説明や操業地の事業所の視察等、その役割・責務につき理解を深める機会を提供しております。

#### 【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、「IR方針」を定め、そのなかで、「株主・投資家の皆様の投資判断に影響を与える可能性がある重要な会社情報につきまして公正かつ適時・適切な開示を行い、株主をはじめとするステークホルダーの皆様への当社グループに対するご理解を促進するとともに、株主・投資家の皆様との対話を通じ、適切な市場評価が形成されるように努める」旨を当社ウェブサイトにおいて公表しております。その方針に基づき、経営陣幹部を中心に株主・投資家との対話に積極的に取り組んでおります。

#### (i)株主の対話全般につき統括、目配りを行う経営陣または取締役の指定

株主・投資家との建設的な対話を実現するため、広報・IRを担当する役員が対話全般を統括し、情報開示担当役員と対話の窓口である広報・IR室が補佐しております。

#### (ii)対話を補助する社内部門の有機的な連携のための方策

株主・投資家との対話の窓口である広報・IR室が、総務部、経理部、営業部等関連部署と連携し、社内情報を共有する等して株主・投資家との対話を推進する体制としております。

#### (iii)個別面談以外の対話の手段の充実に関する取組み

経営陣幹部による株主説明会、個人投資家説明会、決算説明会を定期的開催するとともに、その説明内容を当社ウェブサイトに掲載する等、公平な情報の提供に努めております。また、証券アナリストや国内外マスメディアからの個別取材要請に積極的に応じることにより、株主・投資家に向けた情報発信に努めております。

#### (iv)対話において把握された株主の意見の経営陣幹部・取締役会に対するフィードバックの方策

株主説明会、個人投資家説明会、決算説明会での質疑応答内容や、国内機関投資家への経営陣幹部による個別IR訪問を通じて得られたご意見やご提言につきましては、広報・IR室が経営陣幹部・取締役会に報告し、情報の共有を図り、株主・投資家とのより建設的な対話に役立てております。

#### (v)対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

インサイダー情報の取扱いに十分注意を払うため、社内規程によりその管理を徹底しております。なお、社内規程に従い各四半期及び通期の終了日から決算発表までの間は、沈黙期間として決算情報に関する対外的コメント及び問い合わせへの回答は控えさせていただいております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
石油資源開発株式会社	5,575,674	30.97
三菱マテリアル株式会社	3,609,036	20.05
国際石油開発帝石株式会社	1,152,000	6.40
ジャパン マリンユナイテッド株式会社	560,000	3.11
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	365,400	2.03
三井造船株式会社	364,800	2.02
第一実業株式会社	200,000	1.11
三井物産株式会社	182,400	1.01
三菱瓦斯化学株式会社	180,000	1.00
東京海上日動火災保険株式会社	153,500	0.85

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 更新

「2. 資本構成」は、平成30年3月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	鉱業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <span style="background-color: orange;">更新</span>	5名
社外取締役の選任状況 <span style="background-color: orange;">更新</span>	選任していない

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人より監査計画の事前説明及び監査報告書受領時に監査実施内容の説明を受けるほか、必要に応じ意見交換を行うなど、相互に緊密な連携が図られています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
櫻井 憲二	公認会計士													
兵藤 元史	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

## 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
櫻井 憲二		当社は、同氏が長く勤務された有限責任あずさ監査法人に監査業務を委託しておりますが、退職後相当期間が経過しており、当社で定める独立性判断基準に従い独立性を有しているものと判断しております。	公認会計士として長年第一線で活躍し監査法人で代表社員を務めるなど財務及び会計に関する高い見識を当社の監査体制の強化に活かしていただくことで、当社の財務・会計の健全性やコーポレート・ガバナンスの充実に寄与するものと考え、社外監査役に選任しております。
兵藤 元史			石油・天然ガス開発業界における豊富な経験と高い見識を当社の監査体制の強化に活かしていただくと考え、社外監査役に選任しております。

## 【独立役員関係】

独立役員の数 更新 1名

### その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 業績連動型報酬制度の導入

### 該当項目に関する補足説明

当社取締役の報酬は、確定額報酬及び不確定額報酬により構成されております。このうち不確定額報酬につきましては前事業年度の連結経常利益を基に算出される業績連動型の賞与として位置付けており、会社業績との連動性を確保したうえで、職責や成果を加味することにより総合的にインセンティブとしての機能を図る報酬体系としております。

### ストックオプションの付与対象者

### 該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

### 該当項目に関する補足説明 更新

第50期事業年度(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)における取締役及び監査役の報酬等の額は以下のとおりであります。  
 取締役 12名 111百万円(うち社外3名 8百万円)  
 監査役 3名 16百万円(うち社外2名 5百万円)  
 (注) 取締役の報酬等の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 あり

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

平成20年6月26日開催の第40回定時株主総会において、取締役の確定額報酬に関する報酬限度額として年額3億円以内、同じく業績連動型の不確定額報酬に関する報酬限度額として年額1億円以内、また、監査役の報酬限度額は、基本報酬と賞与を合わせて年額3,600万円以内として決議されております。このうち、取締役の不確定額報酬については、平成24年6月22日開催の第44回定時株主総会において、業績連動型の賞与として位置付け、社外取締役を含む取締役を対象として、「前事業年度の連結経常利益 × 0.9%」の算式により算定される額(上限を1億円、下限を0円とする。)以内を総支給額として設定し、剰余金の配当水準、経営状況等に応じて、総支給額を減額することができるものとして決議されております。

取締役の確定額報酬及び不確定額報酬は、それぞれ前記の限度額の範囲内で、関連業界の報酬水準を参考に、従業員給与とのバランスや経営状況・経済情勢等を総合的に勘案して算定し、最終的に取締役会において審議、決定することとしております。

また、監査役の報酬及び賞与については、株主総会で決議された限度額の範囲以内で、個別の報酬額を監査役の協議によって決定しております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対しては、総務部(取締役会事務局)及び所管部署より、必要に応じて取締役会議案の事前説明を含む情報提供、報告、連絡を行うなど、サポート体制の整備・強化を図っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

### a. 取締役及び取締役会

当社の取締役会は、5名の取締役で構成されており、社外取締役は在職していません。

取締役会は原則として毎月1回定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法定の事項はもとより、当社の経営に関する重要事項を審議・決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。

また、取締役の任期については、経営環境の変化に迅速に対応するとともに、取締役の経営責任をより明確にし、コーポレート・ガバナンスをさらに充実させるため、1年としております。

### b. 常務会及び執行役員

当社の経営に係る重要事項については、取締役会において決定しますが、取締役会の決定に基づく業務の執行が、迅速かつ適切に行われることを確保し、独断的なものに陥らないようにするため、常勤取締役及び常務以上の執行役員で構成され、常勤監査役も出席する常務会を毎週開催し、業務の執行に関する重要事項について審議、決定しております。

また、当社は経営に係る役割分担と責任をより明確にし、経営の透明性とスピードを高めるため、執行役員制度を導入しております。執行役員の任期は取締役に準じて1年、員数は16名以内とし、その選任は取締役会の決議によることとしております。

執行役員は、代表取締役社長の指揮の下、担当業務の執行権限を受け、当該業務執行の責任を負うこととしております。一方、その業務執行を監督する役割は、取締役会が担っております。

執行役員は、現在、10名が選任されており、代表取締役及び業務執行取締役5名は執行役員を兼任しております。

### c. 監査役及び監査役会

当社は、監査役及び監査役会による監査を柱とする経営監視体制を構築しており、監査役は、監査役会が決定した監査計画に基づく監査役監査や重要な社内の会議への出席を行っております。また、監査役は3名であり、このうち、2名は社外監査役であります。

当社の監査役は、取締役会への出席と定時株主総会に提出する事業報告、財務諸表の監査を実施するほか、「監査役監査基準」に基づき日常的に取締役等の業務執行状況の監査を実施しております。常勤監査役は、常務会等の社内重要会議に出席し、監査の充実を図っております。監査役会は、常勤監査役及び社外監査役全員で構成され、「監査役会規則」に基づき、運営されております。

また、監査役は、会計監査人より監査計画の事前説明及び監査報告書受領時に監査実施内容の説明を受けるほか、必要に応じ意見交換を行い、一方、内部監査部から適宜内部監査の状況について報告を受け、随時情報交換を行うなど、相互に緊密な連携が図られております。

### d. 内部監査

業務の適切な運営と内部統制の有効性を監査するため、他部署から独立した組織である内部監査部を設置し、各部署において、法令及び社内規程に従った業務執行が行われているかの内部監査に当たっております。

内部監査部には、専任者3名が配属されており、「内部監査規程」に基づき、年度計画に基づいた内部監査を順次実施し、必要に応じて対象部署への指摘、助言を行っております。

監査結果に係る内部監査報告書は、都度社長執行役員に提出・報告されるとともに、常勤監査役にも提出され、また、監査役及び会計監査人とは、随時情報交換を行うなど、相互に緊密な連携を保っております。

### e. 会計監査

会計監査については、会社法に基づく会計監査人及び金融商品取引法に基づく監査法人に、有限責任 あずさ監査法人を選任しております。業務を執行した公認会計士は上坂善章氏及び川崎仁志氏の2名であり、補助者の構成は公認会計士5名、その他11名となっております。

### f. 監査役監査、内部監査及び会計監査の相互連携

社外監査役を含む監査役、内部監査部及び会計監査人は、各監査計画の事前協議・調整、各監査結果の報告、情報・意見交換を行うなど、三様監査間において相互に緊密な連携を保っております。

### g. 独立役員

当社は、当社で定めた独立役員の独立性判断基準に基づき、社外監査役 櫻井憲二氏をを一般株主と利益相反の生じるおそれがない社外役員であると判断し、(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。

### h. 社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は0名、社外監査役は2名であります。

社外監査役については、石油・天然ガス開発業界や財務、会計等の分野における豊富な経験と知見を活かし、常勤監査役とともに取締役の業務執行状況を監査することや取締役会に出席し適宜意見を頂き、当社経営の健全性を維持する上で、有益な役割・責務を果たしております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外監査役を含めた監査役及び監査役会による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役会設置会社形態を採用しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第50回定時株主総会招集通知発送日 平成30年6月14日
集中日を回避した株主総会の設定	第50回定時株主総会開催日 平成30年6月29日
その他	株主総会招集通知および決議通知について、当社ホームページに掲載しております。

### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成し、IR サイトに掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	5月と11月の年2回、アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を開催しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	IR資料、具体的には、決算短信、四半期決算短信、決算説明会資料、有価証券報告書、四半期報告書、株主総会招集通知、決議通知、コーポレートガバナンスの状況のほか、証券取引所上場規則に基づく適時開示情報等をホームページのIRサイトへ掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署として、広報・IR室を設置しております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社企業理念と当社行動指針に、ステークホルダーの立場を尊重する旨を規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	従業員等の健康とリグの安全操業、品質管理並びに環境保全を推進するため、包括的な管理システムであるHSQE Management Systemを導入し、運用しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社行動指針の中で、コンプライアンスの基本の一つとして、「株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ公正に開示します。」と定めております。なお、この行動指針につきましては、当社ホームページにて公開しております。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

#### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において内部統制システムに関する基本方針について以下のとおり定めて、当該体制の整備を行うことにより、内部統制システムの充実を図っております。また、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制報告制度については、「財務報告に係る内部統制評価規程」に基づき、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制を適切に整備・運用し、その有効性の評価を行っております。

#### a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、社会規範と企業倫理に則った経営を行うことを「企業理念」の一つに掲げ、コンプライアンスの実践に取り組むことにより、企業価値を高めつつ社会的責任を果たすために、「行動指針」を定めております。さらに、その徹底を図るために、コンプライアンス体制の基本原則となる「コンプライアンス基本規程」を定めております。

本規程に基づき、取締役会決議により選任するコンプライアンス担当役員とリスク管理・コンプライアンス委員会が中心となって、コンプライアンスの推進、教育、研修等を実施しております。すべての役員及び従業員は、その重要性を理解し、コンプライアンスの実践に努めております。さらに、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報を受け付ける相談・通報窓口を社内外に設置しており、通報者の保護を徹底した内部通報制度をより充実させていきます。

また、他部署から独立した組織である内部監査部は、監査役及び監査法人と連携してコンプライアンス体制を含む経営全体のモニタリングを行っております。

当社の「行動指針」に基づき、反社会的勢力及び団体とは一切関わりをもたず、断固とした態度で対処するという方針に則り、社内体制を整備して、適切な対応を行っております。

#### b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報を適正に文書または電磁的媒体に記録し、法令、定款及び「取締役会規程」に基づき、定められた期間、当該情報を適切に保存し、管理しております。

社長の決裁を得る稟議書及び担当役員の承認を得る承認申請書については、「文書管理規程」及び「決裁・承認権限規程」に基づき、これらを作成し、適切に保存・管理しております。

#### c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、事業運営に伴って発生するリスクについて、「リスク管理基本規程」に基づき、体系的なリスク管理を行っております。

本規程に基づき、関係役員・部(室)長によって構成されるリスク管理・コンプライアンス委員会を年2回開催し、リスク管理体制の構築、整備を進めるほか、有事の際には、関連マニュアルに則り、緊急事態に即応して事業の継続を確保するための体制を組織しております。

金利水準、為替水準、有価証券の価格等の変動に伴う損失リスクについては、「金融市場リスク管理規程」に基づき、当該リスクの管理を行っております。

取引先との取引に際しては、「与信管理規程」に基づき、取引の安全、与信の管理、債権の保全・回収について、適正な管理を行っております。また、契約書など経営に重要な影響を及ぼす可能性のある重要文書については、「文書管理規程」及び「法務審査実施要領」に基づき、法務面での事前審査を行う体制をとっております。

#### d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、「取締役会規程」に基づき、取締役会を月1回以上開催し、会社の業務執行に関する意思決定と取締役の職務の執行の監督を行うとともに、「執行役員規程」に基づき、執行役員制度を導入し、取締役会の意思決定・監督機能と執行役員の業務執行機能の分離及び各機能の強化を図っております。

また、「常務会規程」に基づき、常勤取締役及び非常勤以上の執行役員により構成される常務会を毎週開催し、会社の業務執行の迅速化を図るため、業務執行に関する重要事項の審議、決定を行っております。

当社は、「経営計画策定・管理規程」に基づき、中期経営計画及び半年度経営計画を毎年立案し、全社的な目標を設定しております。各取締役は、この目標に沿って職務を執行し、取締役会及び常務会において定期的に進捗状況を検証するとともに業績報告を行っております。

当社は、「組織規程」等の社内規程に取締役及び執行役員の権限・責任の範囲を定め、取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われる体制を確保しております。

取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」に定める「職務権限表」に基づき、各レベルにおいて適切に権限の委譲を行っております。

#### e. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社に対して重要事項等について当社への報告あるいは承認を求めて、子会社の適正な管理を行うとともに、子会社の効率的な業務運営並びに子会社のリスク管理およびコンプライアンス等を確保するための体制の整備について支援しております。

また、当社は、内部監査部により、子会社の内部監査を定期的実施し、各社の経営の健全性確保のための指導・支援を行っております。

#### f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性並びに当該使用人に対する監査役の指示の実行性の確保に関する事項

当社は、監査役の要請に応じて、監査役の職務を補助する従業員を置くこととしております。なお、従業員の任命、異動、評価等については、監査役会の意見を尊重した上で行うものとし、当該従業員の取締役からの独立性及び当該従業員が監査役の指揮命令に従うことを周知徹底して、監査役の指示の実行性を確保することとしております。

#### g. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、重要会議への監査役の出席、重要事項についての監査役への報告、稟議書等重要な書類の監査役への回覧などを通じて、監査役への適切な報告体制を確保しております。

また、当社は、監査役が実効性のある監査職務を遂行できるよう、当社及び子会社の取締役及び使用人等並びに内部監査部に対して監査役に適切な報告を行うよう周知徹底し、さらに代表取締役、監査法人との間で随時意見交換ができる体制を確保しております。

さらに、上記の報告を行った者に対して当該報告をしたことを理由として不利な取扱いがなされないよう配慮しております。

#### h. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針



に関する事項

当社は、監査役からその職務の執行について費用の前払等の請求があったときは、担当部署で審査の上、速やかに当該費用又は債務を処理することとしております。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

### 1. 基本的な考え方

当社は、社会規範と企業倫理に則った経営を行うことを「企業理念」の一つに掲げ、コンプライアンスの実践に取り組むことにより、企業価値を高めつつ社会的責任を果たすために、「行動指針」を定めております。

当該「行動指針」に基づき、反社会的勢力及び団体とは一切関わりをもたず、断固とした態度で対処するという方針に則り、社内体制を整備して、適切な対応を行う方針としております。

### 2. 整備状況

総務部を主管部署とし、「コンプライアンス基本規程」に基づき、「反社会的勢力対応要領」を定め、反社会的勢力に関する情報の収集・管理、社内への周知、対応策・指針の策定、社内への助言などを行っております。

個別事案については、リスク管理・コンプライアンス担当役員の指示のもと、外部の専門機関等と連携して毅然とした対処を行います。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

#### 適時開示体制の概要

##### 1. 適時開示に関する基本方針

当社は、企業内容の積極的かつ公正な開示を謳った「行動指針」に則り、当社及びその子会社の運営、業務、財産に関する重要な事実であって、投資家の投資判断に著しい影響を及ぼす可能性がある会社情報について、公正かつ適時・適切な開示を行うことにより、株主・投資家、地域社会をはじめとするステークホルダーの当社グループに対する理解を促進し、その適正な評価に資することを基本方針としております。

この基本方針を踏まえ、適時開示のみならず、任意開示を含む包括的な情報開示手続きを定めた「ディスクロージャー基本規程」及び「インサイダー取引防止規程」を制定し、適正な運用に努めるなど、当社グループに係る情報の適時、公正かつ公平な開示を図ってまいります。

##### 2. 社内体制

当社は「ディスクロージャー基本規程」に従い、「開示すべき情報」の集約、判定、管理及び開示のため、適時開示に係る「情報取扱責任者」である「統括情報管理責任者」を定めるほか、開示すべき情報の管理者である「情報管理責任者」には各部署の責任者があたり、開示すべき情報の管理部署長である「情報開示担当部署長」は広報・IR室長が統括情報管理責任者の指示に従い、その任にあたります。また、統括情報管理責任者の諮問機関として「開示委員会」を設け、統括情報管理責任者が必要と判断したときに、適時開示の対象となり得る情報が開示すべき情報に該当するか否か、適時開示情報が重要事実該当するか否か等について、適時開示の要否を審議いたします。

##### 3. 開示の実施

情報開示担当部署長は、開示すべき情報の対象となり得る情報（決定事実、発生事実、決算情報、子会社情報等）を網羅的に収集・集約し、「ディスクロージャー基本規程」に従い、取締役会決議事項については取締役会の決議をもって、それ以外については常務会の承認または統括情報管理責任者の決定をもって、統括情報管理責任者の指示に従い、直ちに開示を行います。

開示すべき情報は、その種類、開示のタイミング、関連法令の法定要件等を勘案し、公正開示原則に基づき、証券取引所の適時開示情報伝達システム（TDnet）、金融庁の電子開示システム（EDINET）、複数報道機関へのニュース・リリース、当社ホームページへの掲載をもって開示することとしております。

##### 4. 内部情報の管理

当社は「ディスクロージャー基本規程」に基づき、「インサイダー取引防止規程」を定めており、重要事実等内部情報に係わる管理を徹底し、内部者取引を未然に防止するとともに、証券市場における会社の信頼確保に努めております。

[参考資料:会社の機関・内部統制に関する模式図]

